

下水道使用料改定について

上下水道課

金ヶ崎町下水道事業中期経営計画（令和2年度～令和11年度）において、持続的・安定的な管理運営を図るため、令和2年度に20%、令和5年度及び令和8年度に約15%の使用料改定を計画していたところです。これに基づき、令和2年度に20%の使用料改定を実施しましたが、令和5年度の使用料改定については、実績値が計画値よりも改善している状況から、改定を見送ってきております。

このような中、令和3年度及び令和4年度決算、並びに令和5年度決算見込みを精査したところ、収益的収支（汚水を処理する経費との財源）では、中期経営計画における3か年の純利益の累計が計画値512,070千円に対して、実績値663,240千円となり、151,170千円ほどの純利益の増となりました。その結果、計画値より資金不足額の圧縮が図られたところです。

このことから、計画に対して直ちに資金不足に陥る状況には無い見込みのため、令和7年度の使用料改定については、実施しない方向で検討しているところです。

一方、資本的収支（下水道施設を整備するための経費とその財源）では、毎年収支不足が続いており、補填財源として内部留保資金及び一般会計からの繰入金を充てている状況であり、下水道事業の経営は、依然として厳しい状況にあります。

今後も持続的・安定的な管理運営を行っていくため、引き続き経営努力を図るとともに、長期的な施設更新需要と財政見通しを明らかにし、投資を最小限に抑え、かつ平準化していくための「資産管理計画」を策定しながら、使用料の在り方についても検討してまいります。